

令和 6 年 度

芦屋市内部統制評価報告書審査意見書

芦 屋 市 監 査 委 員

芦 監 報 第 1 1 号

令和7年8月22日

芦屋市長 高 島 峻 輔 様

芦屋市監査委員 阿 部 清 司

同 川 島 あゆみ

令和6年度芦屋市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和6年度芦屋市内部統制評価報告書を芦屋市監査基準第2条第1項第8号の規定に基づき審査した結果、同基準第8条第4項の規定によりその意見を次のとおり提出する。

令和 6 年度芦屋市内部統制評価報告書審査意見

I 審査の対象

令和 6 年度芦屋市内部統制評価報告書（以下、「内部統制評価報告書」という。）

II 審査の期間

令和 7 年 6 月 3 日から令和 7 年 8 月 1 9 日まで

III 審査の着眼点

審査にあたっては、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討した。

IV 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 3 1 年 3 月総務省（令和 6 年 3 月改定））の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、評価の対象として学校園の事務は除いているため審査は実施していない。

V 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

VI 審査の意見

(1) 学校園へのリスク評価シートの導入について

業務レベルの内部統制の評価に当たっては、課長級ごとにリスク評価シートの作成が行われているが、内部統制評価部局に確認したところ、昨年度の監査委員からの意見を受け現在も学校園とリスク評価シートの作成に向けて調整中と説明を受けた。については、学校園も対象とするよう教育現場の特性を考慮しつつ引き続き調整されたい。

(2) 不備件数の増減について

昨年度と比較すると運用上の不備の増加がみられる。この点については、単に不備が増加したのではなく、各課において内部統制に対する認識が高まった結果とも考えられるものの、原因をしっかりと分析し今後の内部統制に活かされたい。

また、運用上の不備のうち重要度 5 以上のリスクに係る不備は無くなっており、こ

れまでの取り組みの成果が顕著に表れたものと見てとれる。

(3) 総括

市民からの信頼を確保できるよう、事務処理誤りの防止に向けて引き続き取り組まれるとともに、特に重大な不備に挙げられた事案が二度と繰り返されることのないよう再発防止策を徹底されたい。再発防止策については、適宜検証し必要に応じて見直す等取組が形骸化しないよう、持続可能で効果的な取組となるよう図られたい。

引き続き内部統制に対する職員の意識醸成及び定着に粘り強く取り組まれるよう努められたい。